

我等ハ調査ノ必要アル理由ヲ認ムル事ヲ得ズ、即チ勝助殺ハ現程ノ以テ  
アルモ財源ナキヲ以ツテ実施シ得ザルヲ言明セリ。故ニ我等ハ財源捻出  
ニ關スル意見書ヲ歎願書ニ添付シタルヲ以ツテソノ理由ヲ認ムルヲ得ズ  
石の如ク茲に再考歎願書を提出候也  
尚本歎願書に付いては来る五月拾五日ハ文書を以テ御返答相成り度く候  
也

昭和貳年 四月貳拾七日

東京市従業員組合

東京市  
市長西久保弘道殿

東京市従業員共同委員会設置の件

理由

我等は新たなる運動方針に基づき、新たなる條件獲得及改善の上同一  
資本家にある全市従業員の完全なる協議機關の設置の要永を痛切に感ずる  
ものである。

方法

全市従業員は数々の団体に所屬し、其の他に未組織の部分あり、之を統  
轄する一々の共同委員会の設置を必要とする之を具體化するにはもとより  
他団体との隔意なき協議に待たなければならぬが今我等の意見の一端を述  
べて参考案とする。

市電自治会及本組合段同提唱に依って、職場（又ハ工場）代表者会議を  
開催し一切は之に依って決定するものとす。